

平成20年12月15日

粗糖の取引の締結方法の変更について

本日の理事会にて、「粗糖のザラバ取引から板寄せ取引への変更」について承認されましたので、主務省への申請後、認可がなされれば、明年3月2日より実施することになりました。その概要につきましては、下記のとおりです。

記

1. 粗糖の取引の締結方法の変更について

粗糖の取引の締結方法の変更については、現在の個別競争売買の方法(ザラバ取引)から単一約定値段による競争売買の方法(板寄せ取引)に変更することとする。

2. 立会時刻

場節	開始時刻	立会順序
前場1節	9:00～	とうもろこし → 一般大豆 → 小豆 → 生糸 → <u>(9:25～)粗糖</u>
前場2節	10:00～	とうもろこし → 一般大豆 → 小豆 → <u>(10:25～)粗糖</u>
前場3節	11:00～	とうもろこし → 一般大豆 → 小豆 → <u>(11:25～)粗糖</u>
後場1節	13:00～	とうもろこし → 一般大豆 → 小豆 → <u>(13:25～)粗糖</u>
後場2節	14:00～	とうもろこし → 一般大豆 → 小豆 → <u>(14:25～)粗糖</u>
後場3節	15:00～	とうもろこし → 一般大豆 → 小豆 → 生糸 → <u>(15:25～)粗糖</u>

※各商品(粗糖を除く。)の立会は、各節の立会開始時刻に開始し、立会順序に従い連続して行うものとする。粗糖の立会は、各節の粗糖の立会開始時刻(25分)に開始するものとするが、小豆又は生糸の立会が各節の25分を超えた場合には、その終了したときから開始するものとする。

平成21年3月2日より実施することとする。

以上